

地域読み書き教室支援事業補助金交付要綱

平成 2 1 年 5 月 1 4 日 決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小学校で学習する程度の基本的な文字の読み書きの習得（以下「読み書きの習得」という。）を目的として、成人を対象に地域で行われる市民の自主的な活動（以下「地域読み書き教室」という。）を支援するため、地域読み書き教室に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日本語による日常的な会話ができる者が「読み書きの習得」を目的とし、外国人留学生その他の日本に一時的に滞在している者を対象とするものではないこと。
- (2) 市民による自主的な活動であること。
- (3) 年間を通じ、1 週につき 1 回程度、定期的、継続的に行われる学習活動であること。
- (4) 政治的活動、宗教的活動、営利活動又はそれらを助長する活動が行われていないこと。

(補助対象団体)

第 3 条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 「読み書きの習得」を必要とする者 5 名以上で構成され、団体を構成する者が京都市内に在住していること。
- (2) 原則として前年度まで 1 年以上継続して、第 2 条第 1 号の取組を行っていること。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げるものであって、市長が適当と認めるものについて交付する。

- (1) 指導に伴う実費弁償費

ただし、指導者 1 人 1 回当たり 1,000 円を上限とし、1 団体当たり 年間を通じて 30,000 円を上限とする。

- (2) 会場使用に係る経費

- (3) 日本語の基礎的な読み書き学習及びその指導に必要な教材・教具で以下に掲げるものに係る経費

学習者・指導者等団体共用の辞書、問題集等

学習者・指導者等団体共用の用紙、筆記具等の文房具

コピー等の印刷に要する経費

個人が使用する教材・教具に係る経費は対象とならない。

(補助金)

第5条 補助金の額は、前条第1号に定める額に前条第2号及び第3号の経費に2分の1を乗じて得た額を加えた額以内で、予算の範囲内において市長が決定する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

2 前項の規定による補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てるものとする。

3 補助金の限度額は、100,000円とする。

(交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、地域読み書き教室支援事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の5月1日から6月30日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(第2号様式)

(2) 収支予算書(第3号様式)

(3) 前年度の活動概要(第4号様式)又は前年度の実績報告書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(標準処理期間)

第7条 市長は、条例第9条による申請が到達してから50日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(変更等の承認の申請)

第8条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、地域読み書き教室支援事業補助金変更承認申請書(第5号様式)によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

① 第4条各号の費目ごとの予算額内であり、変更後の事業が第2条及び第3条の各号のいずれにも該当する範囲内での、実施日や学習者名簿等の実施計画、支出費目の単価・数量等の変更

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、地域読み書き教室支援事業補助金中止・廃止承認申請書(第6号様式)により行うものとする。

(事業完了等の届出)

第9条 条例第18条の規定による実績報告は、速やかに地域読み書き教室支援事業完了届(第7号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 実績報告書(第8号様式)

(2) 収支決算書(第9号様式)

(3) 精算書(第10号様式)

(4) 領収書の写し等第4条に定める経費を支出したことを証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の概算払)

第10条 交付決定団体は、条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を

受けようとするときは、地域読み書き教室支援事業補助金概算払請求書（第 1 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 第 1 項により交付した概算払の額が例第 1 9 条による補助金の交付決定額を超過したときは、交付決定団体に対し、京都市会計規則の定めるところにより、超過した額の戻入を求める。

（補則）

第 1 1 条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。